

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アゼルバイジャン国電力セクター情報収集・確認調査（QCBS）

案件番号：19a00638

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2020年1月8日

独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年1月8日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アゼルバイジャン国電力セクター情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2020年12月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年1月22日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2020年1月31日 12時

(2) 提出方法: 郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトに表示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html) URL:

(3) 提出先・場所: 上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年2月13日（木） 11時45分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2020年2月17日（月）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済みの資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務

従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

（３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を
通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して
契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度
公示を行う場合があります。

（４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から２週間以内に申込み
頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、２週間を過ぎての
申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブ
サイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、
一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り
追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約
情報の公表について」を参照願います。

（ URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものと
みなさせていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めて
いること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益
法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機
構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交

涉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL : https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

アゼルバイジャン共和国（以下「ア」国という。）では、国家経済発展に向けた戦略ロードマップ（Strategic Roadmap for development of national economy）の中で電力セクターを含むエネルギー開発を重要事項として挙げており、2025年以降を見越した長期的な国の開発課題として重要視している。自国予算および円借款、ADB等の融資により、発電・送配電施設のリハビリや新設が進んでおり、生活環境の改善と経済発展に寄与している。円借款では、これまで「セヴェルナヤ・ガス火力複合発電所計画(I)(II)」、「シマルガス火力複合発電所2号機建設事業」を通じた発電施設整備（合計800MW）を実施してきているように、主に発電部門での整備が進められている。一方、送配電ロスや送配電設備の老朽化等の問題も生じており、電力の安全かつ安定的な供給が喫緊の課題とされている。ア国では、バクー近郊での建設ラッシュと都市部への人口集中が進んでおり、今後電力需要は増加していくと予想される。2012年から2013年にかけてJICAの支援による電力セクター調査が実施され、電力の安定供給に向けた中・長期開発計画のレビュー・分析・提言を行ったが、2018年7月に全国規模での大停電が発生するなど、電力設備管理体制や電力の安定供給を実現するための対策措置に関しては未だ課題が多い。

上記の背景を受け、2019年4月にアゼルバイジャンの国営電力会社（アゼルエナジー）から当機構に対し、電力セクターの現状確認及び包括的レビューを主目的とする調査の依頼が接到了。同電力会社からは、上記調査を通じて、新規発電所建設、既存の設備（発電・送電・配電）のリハビリ、再生可能エネルギーの促進、人材育成等の分野において日本からの支援に係る期待が示されている。こうした背景を踏まえ、本調査では、新規案件形成に資する情報収集・分析の一環として、電力セクターの現状調査や中・長期計画の包括的レビュー等を通じ、今後の同分野での協力可能性の検討を行うものである。

2. 調査の目的

「ア」国政府の開発政策、電源開発や送配電整備等にかかる現状調査、長期的需給予測の確認、民間企業やドナーの動向等のレビューを通じて、今後「ア」国の電力セクター協力を実施するための短期的な支援策、及び中長期的な支援方針を検討する。本調査の結果に基づき、今後の支援策と優先プロジェクトを導出する。

3. 調査実施上の留意事項

- (1) 「ア」国自己資金による施設整備、他ドナー（ADB、EBRD等）・国際機関による調査およびプロジェクトの動向

本調査では電力セクター全般の最新状況を把握することも目的の一部であり、実施中・計画中の施設整備について幅広い情報収集を行うことを想定する。他ドナー・国際機関からも協力の現状や協力における留意点について聞き取り調査を実施すること。他ドナーによるPPP関連の制度整備や他ドナー・民間企業

による再生可能エネルギー導入に係る動向等についても調査を行うこと。

(2) 「ア」国環境社会配慮法制度について

「ア」国における環境社会配慮に係る関連法令や制度等につき情報を収集し、取りまとめるとともに、他ドナーや民間企業による個別具体的な電力セクター開発プロジェクト（発電、送電等）における環境社会配慮事例についても情報を収集すること。なお、JICAが実施する開発支援プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」に定められた手続きに則り実施されることから、「ア」国において当該手続きを進めるにあたっての留意事項等もあわせて取りまとめることとする。

(3) 今後の支援策と優先プロジェクトの導出

本調査の結果を踏まえ、今後「ア」国の電力セクター協力を実施するための短期的な支援策、及び中長期的な支援方針を検討する。また、調査結果を踏まえて、今後の具体的な支援策と優先プロジェクトを導出する。

(4) 支援スキーム及び本邦技術の適用可能性の検討

本調査の結果導出された支援候補分野及び優先プロジェクトに対して、適応しうる候補スキーム（PPP/円借款等）を検討する。また、円借款での支援が想定される場合は、本邦技術の適用可能性についても検討する。

(5) 調査の効率的な計画・実施

本調査では発電、送電、配電を含む電力セクター全体を調査対象とする。調査範囲が広範囲に渡るため、限られた時間、リソースを効率的に活用して調査を計画・実施することが求められる。

(6) 図表、地図の活用

本調査にて作成する資料には、必要に応じて根拠を裏付けるデータを付属すること。図表や地図、写真についても成果品に適宜含めること。

(7) 現地調査実施中の発注者との情報共有

現地調査の実施中には、発注者関連部署（東・中央アジア部、ジョージア支所）との情報共有を密にし、少なくとも毎週一回はメールにて発注者関連部署へ調査の進捗状況の共有を行うこと。

4. 調査の内容

業務の内容は以下を想定している。上記「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内作業及び現地調査毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

4-1. 第一次国内作業

(1) 業務計画の策定

関係する既存の関連資料・情報・データを収集・整理・分析した上で、調査全体の方針、実施方法、調査項目と内容、訪問先、スケジュール等を検討し、業

務計画書を作成の上、発注者に対して説明・相談し、本調査の進め方を確認する。

(2) インセプションレポート及び質問票の作成

上記(1)の内容を踏まえ、インセプションレポート及び各訪問先への質問票を作成し、JICA東・中央アジア部に提出し、承認を得る。なお、インセプションレポートはパワーポイント形式とし、第一次現地調査時のキックオフミーティング時にアゼルエネジー及びエネルギー省にプレゼンテーションを実施する。

4-2. 第一次現地調査

関連機関へのヒアリング調査等による情報収集を行うとともに、想定される新規プロジェクト候補の検討及び関連機関との意見交換を行う。下記の(1)～(12)の項目を中心に調査・分析を行う。

(1) 電力政策・セクターに係る基礎情報の確認

- (1-1) 開発計画、電力・エネルギー政策の確認
- (1-2) 電力事業概況の現状と今後の確認（電力事業体制、関連法規、電気料金、関係事業体の財務情報、運営・維持管理体制、電力セクターの民営化とアンバンドリングの必要性及び効果等）
- (1-3) 実施中の電源開発事業、送配電事業の進捗状況確認
- (1-4) 経済政策、成長率予測、地域開発計画のレビュー
- (1-5) 基礎的統計情報のレビュー（電力需給状況、電力輸出入、電化率、電力設備状況、発電コスト、送配電ロスの分析、停電時間等）
- (1-6) パリ協定を踏まえた省エネに向けての政策方針（CO2排出削減含む）
- (1-7) 他ドナーの活動情報の収集

(2) 発電分野に係る情報

- (2-1) 国営電力会社に係る組織・運営情報（財務状況、運営・維持管理体制、卸売電気料金等）
- (2-2) 一次エネルギーに係る情報
- (2-3) 既存の発電設備の現状（運転開始年、設備容量、稼働率、導入メーカー、運営・維持管理等）
- (2-4) 建設中及び計画中の発電設備（運転開始予定、設備容量、ファイナンスの確保状況等）
- (2-5) IPP契約に係る情報（過去の教訓、今後の見込み、課題等）
- (2-5-1) 再生可能エネルギー、火力発電分野における民間投資環境の調査
- (2-6) 再生可能エネルギーの導入計画
- (2-6-1) 変動性再生可能エネルギー出力予測に関する調査（システムの精度、現状、問題点の把握）
- (2-6-2) 再生可能エネルギー発電全量買い取り制度FITに係る調査

(3) 送電分野に係る情報

- (3-1) 送変電分野の基礎情報（送電ロス、低圧レベルでのSCADAシステム導入率、系統安定化技術及び通信機器の導入状況等）

- (3-2) 送電公社に係る組織・運営情報（財務状況、運営・維持管理体制、卸売料金等）
 - (3-3) 既存の送変電設備に係る情報（運用開始年、導入メーカー、運営・維持管理状況）
 - (3-4) 建設中及び計画中の送変電設備に係る情報（運用開始予定、ファイナンスの確保状況等）
 - (3-5) 国際連系線の整備状況及び整備計画に係る状況（現在の電力融通の状況、ファイナンスの確保状況や契約内容等を含む）
 - (3-6) 潮流解析に基づく系統対策の検討
 - (3-7) 停電事故例調査（発生事由、復旧記録等）
 - (3-8) 停電事故後の追加措置の状況確認
- (4) 配電分野に係る情報
- (4-1) 配電分野の基礎情報（配電ロス（テクニカル／ノンテクニカル）、スマートメーターの導入状況等）
 - (4-2) 配電公社に係る情報（財務状況、運営・維持管理体制等）
 - (4-3) 既存の配電設備に係る情報（配電用変電所を含む。運用開始年、導入メーカー、維持管理状況）
 - (4-4) 建設中及び計画中の配電設備に係る情報（運用開始予定、ファイナンスの確保状況等）
 - (4-5) 最終消費者からの電気料金徴収に係る情報（徴収方法等）
- (5) 環境分野に係る情報
- (5-1) 環境政策及び環境規制に係る情報
 - (5-2) プロジェクトの実施に際し必要となる環境基準（戦略的環境アセスメント等）に係る情報
 - (5-2-1) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
 - (5-2-2) 優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコーピング
- (6) 需要予測、整備計画・改修計画の確認
- (6-1) 電力需要予測のレビュー・分析と長期需要予測の検討
 - (6-2) 中・長期電源開発計画のレビュー・分析・提言
 - (6-3) 中・長期送電開発計画のレビュー・分析・提言
 - (6-4) 中・長期配電開発計画のレビュー・分析・提言
- (7) 短期的な電力安定供給に向けた課題と推奨する対策の検討
- (7-1) 電力設備状況及び電力需要予測に基づいた課題分析
 - (7-2) 想定される課題に対する対策提言
- (8) 中・長期開発計画における安定供給の課題と対策の検討
- (8-1) 電力設備状況と長期需要予測に基づいた中・長期需給予測の作成
 - (8-2) 中・長期需給予測に基づいた課題分析
 - (8-3) グリッド・コードの有無及び活用状況、改定の必要性の検討
 - (8-4) 想定される課題に対する対策提言

- (9) 組織強化・人材育成に係る提言
 - (9-1) 国営電力会社及びエネルギー省の事業体制を踏まえた組織強化に係る提言
 - (9-2) 国営電力会社及びエネルギー省の人材育成計画の有無及び不足している人材確認
- (10) 支援スキームの比較検討
 - (10-1) 電力安定供給等に向けて想定される課題に対する、JICAの支援可能性を分析
 - (10-2) 支援可能性のあるスキーム及び想定される事業効果を検討
- (11) 可能性のある支援策、優先候補プロジェクトの導出
 - (11-1) 開発計画及び中・長期的課題に対する、支援候補となる分野及びプロジェクトの優先順位を検討
- (12) 調査結果のまとめ
 - (12-1) 上記(1)～(11)の調査結果を踏まえた候補スキーム、プロジェクトの抽出、想定される事業効果・費用対効果の検討、検討結果に基づく妥当性の評価・提言
 - (12-2) 本邦技術適用可能性に係る情報収集・分析
 - (12-3) 今後協力を実施するにあたっての留意事項

4-3. 第二次国内作業

- (1) 第一次現地調査報告及びインテリム・レポートの作成・説明・協議
第一次現地調査の結果をとりまとめ、JICAに説明・報告する。同報告に対して発注者からのコメントを得た上でインテリム・レポートの作成を行う。
- (2) 第二次現地調査に向けた情報収集
第一次現地調査で得た情報を分析すると共に第二次現地調査に向けた必要な各種準備を行う。

4-4. 第二次現地作業

- (1) インテリム・レポートの現地説明及び協力案の方向性についての協議
インテリム・レポートを現地関係機関に説明し、第一次現地調査及び第一次・第二次国内作業を経て想定されるJICAの協力案の方向性、具体的な新規プロジェクト候補について、想定される実施機関をはじめ、先方関係機関に対して追加情報収集を行う。
- (2) 関係機関からのヒアリング調査
4-2の内容の調査に必要となる項目について、関連機関へのヒアリング調査を行い、引き続き情報収集を行う。

4-5. 第三次国内作業

- (1) 第二次現地調査報告及びドラフト・ファイナルレポートの作成・協議
第二次現地調査の結果をとりまとめ、発注者に説明・報告する。同報告に対して発注者からのコメントを得た上でドラフト・ファイナルレポートの作成を行う。また、新規プロジェクト候補については、第二次現地調査を通じて収集した、想定される事業スケジュール、実施体制、事業概算金額等の情報を踏まえ、案件概要表（案）を完成させ、発注者に説明・協議を行う。
- (2) ドラフト・ファイナルレポートの提出、協議
すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、発注者に提出し、説明・協議を行う。

4-6. 第三次現地調査

ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議
ドラフト・ファイナルレポートを「ア国」政府に説明する。説明にあたっては、ワークショップを開催する。

4-7. 第四次国内作業

第三次現地調査時の「ア国」政府からのコメントを踏まえて、ファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。

5. 成果物・業務提出物等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品の提出期限は、2020年11月を予定している。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
ア. 業務計画書	業務開始時	和文：電子データ
イ. インセプションレポート	業務開始から約1週間（2020年3月）	英文報告書：パワーポイント形式 アゼル語報告書：パワーポイント形式 （電子データでの提出とし印刷は不要）
ウ. インテリムレポート	業務開始から約3ヵ月後 （2020年6月）	英文報告書：ワード形式 アゼル語報告書：ワード形式 （電子データでの提出とし印刷は不要）
エ. ドラフト・ファイナルレポート	業務開始から約6ヶ月経過時 （2020年9月）	英文報告書：ワード形式 アゼル語報告書：ワード形式 英文報告書（要約）：パワーポイント形式 （電子データでの提出とし印刷は不要）
オ. ファイナルレポート	契約終了時 （2020年11月）	英文報告書（含む冒頭に要約）7部 アゼル語報告書（含む冒頭に要約）7部 和文報告書（要約版のみ）4部 レポートのCD-ROM（英文・アゼル語・和文）2枚

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL : https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：電力セクターに係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／電力開発計画
- 電力システム安定化政策・系統解析
- 発電設備

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電力開発計画）】

- a) 類似業務経験の分野：電力開発計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アゼルバイジャン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 電力システム安定化政策・系統解析】

- a) 類似業務経験の分野：電力システムに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アゼルバイジャン国及び全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 発電設備】

- a) 類似業務経験の分野：発電設備に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アゼルバイジャン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年3月中旬に開始し、現地調査を経て、2020年9月までにドラフト・ファイナルレポート、2020年11月中にファイナルレポートを作成する。なお、具体的な調査工程はプロポーザルで提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17.5 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適と考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／電力開発計画（2号）
- ② 電力システム安定化政策・系統解析（2号）
- ③ 発電設備（2号）
- ④ 電力需要予測・再生可能エネルギー
- ⑤ 送配電設備
- ⑥ 組織制度・人材育成・環境社会配慮
- ⑦ 経済・財務・投資分析

(3) 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していませんが、一部業務の現地再委託が適当と考える場合にはプロポーザルにおいてその旨提案してください。

(4) 対象国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものとなることから、アゼルバイジャン関係機関からの特別な便宜供与は想定していません。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技

術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒イスタンブール⇒バクー（トルコ航空）

東京⇒ドーハ⇒バクー（カタール航空）

- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- Draft In-Depth Review of Energy Efficiency Policy of Azerbaijan

(2) 公開資料

- “Preparatory Survey on Yashma Gas Combined Cycle Power Plant Project” (August 2014) <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12183075.pdf>
- 「中央アジア・コーカサス地域におけるインフラ整備支援に係る情報収集・確認調査」 (2019年5月) <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12345385.pdf>

別紙：プロポーザル評価表

別紙プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／電力開発計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	()	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 電力システム安定化政策・ 系統解析	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： 発電設備	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。